

# ヤンゴン日本人学校 PTA 会則

1. 本会は日本人学校 PTA と称し、事務局を日本人学校に置く。
2. 本会はヤンゴン日本人学校幼稚部、小中学部の保護者と先生で組織する。
3. 本会はヤンゴン日本人学校の学校運営に協力し、併せて会員相互の連絡と研修を図ることを目的とする。
4. 本会は次の事業を行う。
  1. 学校施設の改善充実に関する事項
  2. 会員の修養および体育に関する事項
  3. その他必要な事項(学校行事等への協力)
5. 本会は次の役員ならびに協力役員を置く。

役員	会長	1名
	副会長	4名
協力役員	事務局	1名(日本人学校教頭)
	アドバイザー	若干名

6. 会長は本会を代表、統括し、副会長は会長を補佐し、会計、書記、事業を行う上での学校および会員との調整を行う。事務局は、学校職員の立場で会長および副会長を補佐する。アドバイザーは、役員からの諮問への答申または会計監査を行う。また役員および協力役員は、その職務上知り得た個人情報等に関し守秘義務を負う。
7. 次年度の会長ならびに副会長 4 名は、第 10 条に定める年度末の総会において決定される。任期は 1 年とし、再選を妨げない。
8. 会長は学校運営委員を兼任する。また、必要に応じて副会長に学校運営委員の代理を委任することができる。
9. アドバイザーは、役員が役員経験者、ミャンマー国籍会員、外部有識者からそれぞれ選出することができる。
10. 本会は、毎年度当初と年度末の各 1 回総会を開き、役員選出、事業内容および予算承認と報告を行う。また役員  
の判断、あるいは全会員家庭の過半数の要請により、臨時総会を開催する。  
総会は全会員家庭の過半数の出席(委任状による出席を含む)によって成立し、議案の決議は出席者の過半数  
を必要とする(1 家庭 1 票)。
11. 本会には、会長と副会長で構成する役員会を置き、本会運営の企画および学校側との調整を行う。
12. 本会には、役員とクラスを代表する会員で構成する定例会を置き、役員会の支援および会員との調整を行う。
13. 本会には、役員とアドバイザーで構成する監査会を置き、役員会への助言、支援および会計監査を行う。
14. 本会には、クラスごとの会員で構成するクラス会を置き、代表する会員の選出およびクラス内の連絡と意見の取りま  
とめを行う。
15. 本会には、役員と会員で構成する委員会を置き、総会で決定された事業の運営を行う。
16. 本会則および細則の改正は、第 10 条に定められた総会における決議を必要とする。
17. 本会則は昭和 59 年 4 月 24 日より一部改正。  
本会則は平成 3 年 5 月 3 日より一部改正。  
本会則は平成 11 年 3 月 5 日より一部改正。

本会則は平成 21 年 5 月 15 日より一部改正。

本会則は平成 26 年 2 月 22 日に一部改正。

本会則は平成 26 年 5 月 11 日に一部改正。

本会則は平成 27 年 1 月 21 日に一部改正。

本会則は平成 28 年 2 月 27 日に一部改正。

本会則は平成 29 年 2 月 25 日に一部改正。

# PTA 会則 細則

## 第 1 条 PTA 会長・および副会長の選出に関する規約

- ① 会長 1 名は日本国籍の小学部・中学部の PTA 会員の中から選出する。副会長 4 名は PTA 会員の中から選出し、中学部から 1 名、小学部から 2 名(1~3 年)(4~6 年)、幼稚部から 1 名とする。
- ② 上記選出は、1 家庭から 1 役を原則とする。
- ③ 会長・副会長共に本条④のプロセスにて選出する。はじめに会長を選出後、副会長の選出を行う。
- ④ 選出プロセスは以下のとおりである。
  1. 立候補者を募る。
  2. 立候補者が定員を超えた場合は総会出席者における投票で決定する。
  3. 立候補者がいない場合、立候補者が定員に達しなかった場合(副会長選出時)、または立候補者が PTA 会員の過半数の承認を得られなかった場合は、当該立候補者を除いた抽選対象者の中から抽選で選出する。
  4. 会長・副会長共に抽選対象者は抽選時に日本人学校に在籍している全家庭からとする。

## 第 2 条 PTA 会長・および副会長選出における抽選対象に関する規約

PTA 会長または副会長が総会で抽選によって選出される場合、下記の条件に該当する家庭は下記に定める期間を抽選免除期間とする。

1. 日本人学校 PTA 役員の経験がある保護者がいる家庭で、その免除期間は 5 年間とする。
  2. PTA バス委員の経験がある保護者がいる家庭で、その免除期間は 3 年間とする。  
(PTA バス委員会は平成 26 年度 / 2014 年度のバス業者運営移行をもって解散)
  3. 新年度 4 月 2 日の時点で年中未満の乳幼児・幼児を保育する家庭。(日本人学校幼稚部の基準での年中)
  4. 抽選時に妊娠中の保護者のいる家庭。
  5. 日本人学校教職員の家庭。
  6. 日本人会会長および日本人会教育担当の経験がある保護者がいる家庭で、その免除期間は 2 年間とする。
  7. 両親のどちらか、またはその両方がヤンゴンに在住していない家庭。
  8. 新年度 4 月 2 日の時点で、子女が日本人学校に在籍しない事が決定している家庭。(複数の子どものうち、一人でも引き続き在籍が決定している子女がいる場合、その子女の該当学年においては免除対象にはならない。)
  9. あらかじめ会長、副会長で協議した上で免除と認めた家庭。
- 以上、上記の条件に該当しない全ての家庭は抽選対象とする。

### ◆ 免除理由として認められない例 ◆

1. 日本人学校に在籍する子女の他の兄弟姉妹が他校に通うことによって生ずる何らかの理由。
2. お手伝いさんの有無。
3. 役員任期内に離縁が決まっている。
4. 抽選時に当人もしくは配偶者が日本人学校以外の別の組織で役員をしている。(日本人会会長・教育担当除く)  
(別組織: 日本人会・商工会・バスリース委員会・校舎増築委員会など)
5. その年度あるいはそれ以前、PTA の補欠役員・事務局・学年(クラス)委員など、会長・副会長以外の役職に就いた。

## 第 3 条 PTA 会長および副会長の交代に関する規約

- ① 会長が任期途中で離任した場合は、順列に従い、副会長がその任に就く。
- ② 副会長が任期途中で離任した場合は、原則として副会長の該当区分するクラス委員から後任を選出する。
- ③ 繰り上がりによって就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

残任期間が非常に短い場合(欠員補充が必要ない場合)は役員協議の上、不在のままを維持する。

#### 第4条 PTA 会長・および副会長の任期満了以前の離任に関する規約

- ① PTA 会長および副会長は、以下のいずれかの場合、その任を離れなければならない。
  1. 日本人学校に在籍する子女の転校・退学などにより、PTA 会員資格を失った場合。
  2. 総会において当該役員に対する不信任案が提出され、それが出席者過半数の賛成により可決された場合。
- ② PTA 会長および副会長は、以下のいずれかの場合に限り、本人の希望をもってその任を離れることができる。
  1. 女性役員で、在任期間中に妊娠が判明し、本人より離任の希望が表明された場合。
  2. 健康上その他の理由により役員職務の継続に著しい困難が発生したため、本人が辞意を表明し(本人の意思表示が困難な場合は家族等の代理者)、他の役員と協力役員の全員がそれを認めた場合。
  3. 学校運営委員会より辞任が勧告された場合。

#### 第5条 クラス委員に関する規約

- ① クラスを代表する会員として各クラスからクラス委員を、1 学期初めに開催される保護者会にて選出する。
  - 中学部 — 各クラスごとに選出。
  - 小学部 — 各クラスごとに選出。
  - 幼稚部 — 各クラスごとに選出。
- ② クラス委員は、下記を務める。
  - ・ 定例会に出席する。
  - ・ クラスの連絡および意見取りまとめを行う。
  - ・ いずれかの常設委員会に所属する。
  - ・ クラス会にて PTA 会員の各委員会への割り当てをとりまとめる。
- ③ PTA 役員であってもクラス委員の任に就くことが出来る。クラス委員任期中に PTA 役員に繰り上がった場合は、クラス委員と兼任することができる。
- ④ ③の場合、または離任等でクラス委員に欠員が出た場合は、各クラスで話し合っって欠員を補充する。
- ⑤ 過去にクラス委員を担当した者は、その後 1 年間の担当を免除される。ただし、再選を妨げない。
- ⑥ 日本人学校教職員の家庭からクラス委員を選出しない。

#### 第6条 アドバイザーに関する規約

- ① 役員が、役員経験者、ミャンマー人国籍会員と外部有識者を必要に応じてそれぞれ 1 名以上選出する。

#### 第7条 委員会に関する規約

- ① 役員会は、PTA の目的を達成するための PTA 活動を実施するための常設委員会および予算を総会に提案する。また役員会は、PTA 会員による公益的活動のうち一次的に受益者と負担が明確になっている活動(PTA 予算以外で自律的に活動・収支がバランスできている)を行っている組織(共通目的、責任と権限、活動実績がある)を、特別委員会として総会に提案する。
- ② 総会で承認された常設委員会および特別委員会ごとに正副委員長を選出し、希望者を加えて執行部を設置する。
- ③ 執行部において具体的な活動計画を作成し、必要な予算管理を行う。
- ④ 委員会活動において学校との調整が必要な場合は、役員に調整依頼を行う。
- ⑤ 常設委員会において執行した予算額を証憑書類とともに役員へ報告する。また特別委員会における予算の中で PTA 全体の利益に資すると役員会が承認した場合、その予算額を証憑書類とともに役員へ報告する。